

■ 届出の方法について ② <外国人雇用状況届出書（様式第3号）>

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ・離職時）

届出事項 (P.3~4参照)	①氏名 ②在留資格等 ③在留期間等 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可または報酬活動許可の有無 ⑧在留カード番号 ⑨雇入れまたは離職年月日 ⑩雇入れまたは離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
届出方法	外国人雇用状況届出書（様式第3号） に、上記①~⑩の届出事項を記載して届け出てください。ただし、外国人雇用状況届出の対象外の方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）は、記入不要です。 ※届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードすることもできます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html
届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワークに届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。 ※代理人による届出を行う場合には、あらかじめ代理人を選任することで提出は可能です。代理人選任（解任）届が必要となりますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。
届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日までです。

<「外国人雇用状況届出書」の様式（様式第3号）>

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇入れに係る外国人雇用状況届出書

①外国人の氏名 (ローマ字)		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)		年 月 日 まで
②①の者の在留資格	④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1男・2女
⑥①の者の国籍・地域	⑦①の者の資格外活動許可の有無		1有・2無	
⑧①の者の在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)				
雇入れ年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日	
A				
B				
C				
事業所の名称、所在地、電話番号等		雇用保険適用事業所番号		
事業主		TEL		
氏名		TEL		
社会保険労働士記載欄	作成年月日・届出代行書・事務代理者の表示	氏名	公共職業安定所長 殿	

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を在留カードどおりに記入してください。

「② ①の者の在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート) 上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。また、在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号（介護）
 - 特定技能1号（ビルクリーニング）
 - 特定技能1号（工業製品製造業）
 - 特定技能1号（素材材産業）※a
 - 特定技能1号（産業機械製造業）※a
 - 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）※a
 - 特定技能1号（建設）
 - 特定技能1号（造船・船用工業）
 - 特定技能1号（自動車整備）
 - 特定技能1号（航空）
 - 特定技能1号（宿泊）
 - 特定技能1号（農業）
 - 特定技能1号（漁業）
 - 特定技能1号（飲食品製造業）
 - 特定技能1号（外食業）
 - 特定技能1号（自動車運送業）
 - 特定技能1号（鉄道）
 - 特定技能1号（林業）
 - 特定技能1号（木材産業）
 - 特定技能2号（工業製品製造業）
 - 特定技能2号（建設）
 - 特定技能2号（造船・船用工業）
 - 特定技能2号（自動車整備）
 - 特定技能2号（航空）
 - 特定技能2号（宿泊）
 - 特定技能2号（農業）
 - 特定技能2号（漁業）
 - 特定技能2号（飲食品製造業）
 - 特定技能2号（外食業）
 - 特定技能2号（ビルクリーニング）
 - 特定活動（ワーキングホリデー）
 - 特定活動（EPA）
 - 特定活動（高度学術研究活動）
 - 特定活動（高度専門・技術活動）
 - 特定活動（高度経営・管理活動）
 - 特定活動（高度人材の就労配偶者）
 - 特定活動（外国人調理師）
 - 特定活動（ハラル牛肉生産）
 - 特定活動（製造分野）
 - 特定活動（家事支援）
 - 特定活動（就職活動）
 - 特定活動（農業）
 - 特定活動（日系4世）
 - 特定活動（本邦大学卒業生）
 - 特定活動（就労可）
 - 特定活動（その他）
- ※a 在留資格「特定技能1号（素材材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合のみ。

「⑦ ①の者の資格外活動許可の有無」欄

在留資格「留学」など資格外活動許可を受けなければならない場合に記入してください。※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合は報酬活動許可を受けているかご確認ください。

A「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

B「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

B「主たる事務所」欄

雇入れまたは離職に係る事業所が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

C 派遣・請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

雇用保険の被保険者とならない外国人の外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単に届出できます。

（注）雇用保険の被保険者の外国人の場合はe-Govをご利用ください。

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**



「外国人雇用状況届出システム」ご利用方法

■外国人雇用状況届出システム

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

- ① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する
- ② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

外国人雇用状況届出システム

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

<「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」の様式>

外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書	
<p>① 外国人雇用状況届出について、様式第3号の届出用紙による届出から電子届出への切替を希望します。</p> <p>② 外国人雇用状況届出について、電子届出を行うにあたり、メールアドレスの変更を希望します。</p> <p>※届出する外国人のメールアドレスを併せてください。</p>	
1. 事業所番号	③ 届出希望する外国人の届出用紙番号
2. 事業所（又は施設）の名称（法）	
3. 法人の所在地（〒 〇〇〇）郵便番号（ 〇〇〇）	
4. ④ 電話番号	
5. 法人名称または代表者（法人/個人/団体）	
6. 届出者（姓・名・姓・名・姓）	
7. 届出者連絡先 電話	FAX
8. 届出者メールアドレス	
<p>① 外国人の就業場所が複数ある場合、就業先事業所単位に申請してください。</p> <p>就業先事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を登録するハローワーク（公共職業安定所）に申請書をご提出ください。</p> <p>② 公共職業安定所が行う場合、届出については「社会保険労務士 〇〇〇〇」と社会保険労務士の名称を記してください。あわせて届出への記入をお願いします。</p> <p>③ 外国人雇用状況届出システムと外国人の個人番号（マイナンバー）については、雇用保険資格取得届及び就業届による届出とならば、インターネット上の「外国人雇用状況届出システム」への入力（この電子届出）は必要ありません。</p>	
9. 社会保険労務士記載欄	届出担当者・事務化担当者の氏名（姓・名（姓/名））

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。

インターネットへの届出に変更される場合は、「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」を提出する必要がありますので、お手数ですが、届出を行ったハローワークまでお問い合わせください。

「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html